

人材と競争政策に関する検討会（第3回）議事要旨

- 1 日 時 平成29年10月19日（木）10：00～12：14
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階1214特別会議室
- 3 検討会委員 別紙委員名簿のとおり（大橋委員，風神委員，神林委員及び中村委員は欠席）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 川井委員からのプレゼンテーション
- (3) 高橋委員からのプレゼンテーション
- (4) 事務局からのヒアリング結果等の報告
- (5) 討議
- (6) 閉会

5 議事概要

各委員から出された意見等は以下のとおり。

- チーム全体の収益の一定割合を上限とする共同行為によるサラリーキャップについて、海外では「使用者が労働者の賃金を抑制する」というより「お互いのモチベーションを同じ方向に向ける」といった競争促進効果が認められつつあり、また、選手側が団体で交渉していることもある。サラリーキャップについて法的に介入する場合は、そういった事情も考慮すべきではないか。
- 使用者の共同行為による労働者の移籍制限については、その正当化事由のほか、かかる制限について労働組合が交渉にどのように関わったのか、団体交渉の中でどのように条件等が決められたのかという交渉経緯も併せて検討する必要があるのではないか。
- 制限的な取引慣行について独占禁止法上の評価をするに当たっては、当該取決めの目的が正当かという点と当該目的を達成するための手段が比例的であるかという点を考える必要があるのではないか。
- 制限的な取引慣行の目的が合理的であり、かつ、手段が相当である場合、当該行為による競争上の不利益と当該行為の目的を達成することにより予定される利益とを比較し、独占禁止法の究極目的に照らして正当化できるか否かを判断すべきではないか。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局経済調査室 電話 03-3581-4919（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html

- 例えば、2つのスポーツが興行において競争関係にある場合、興行としての魅力を維持するためのそれぞれのスポーツにおける取決めは、スポーツ間の競争を促進するという観点から一定の範囲では正当化できるのではないか。

- 団体交渉が存在するスポーツと団体交渉が存在しないスポーツとでは、交渉のチャンネルの有無という点において、優越的地位の評価が異なるのではないか。
ただ、最近では、競技団体等の取決めに選手側の意見を反映させる取組が欧州を起点として進んでおり、我が国においてもこのような取組が充実すれば、問題は一定程度解消されるのではないか。

- スポーツ分野において、チームが選手の報酬の最高限度を取り決めるサラリーキャップは、ハードコアカルテルとも評価し得るが、それによってスポーツの興行の市場で消費者が入場料等の低下により利益を得られる場合には、サラリーキャップに正当な理由があると評価すべきか。

- 制限的取引慣行について、その目的や手段の相当性を評価する場合、労働者の自由移動の原則という観点から評価するのか競争の観点から評価するのかによって、考慮要素が異なったり影響が異なったりするため、違うアプローチがあることも踏まえて競争制限の問題を議論することが有益ではないか。

以 上

(速報のため事後修正の可能性あり。)

人材と競争政策に関する検討会委員名簿

- 荒木 尚志 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科教授
(競争政策研究センター主任研究官)
- 風神 佐知子 中京大学経済学部准教授
- 川井 圭司 同志社大学政策学部教授
- 神林 龍 一橋大学経済研究所教授
- 座長 泉水 文雄 神戸大学大学院法学研究科教授
- 高橋 俊介 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
- 多田 敏明 日比谷総合法律事務所 弁護士
- 土田 和博 早稲田大学法学学術院教授
- 中窪 裕也 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
- 中村 天江 リクルートワークス研究所労働政策センター長
- 和久井 理子 大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
(競争政策研究センター主任研究官)

(オブザーバー)

文部科学省 (スポーツ庁)

厚生労働省

経済産業省

[五十音順, 敬称略, 役職は平成29年10月19日現在]